

# 会員規程

2017年5月19日 制定

2023年5月23日 改定

(目的)

## 第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の会員についての必要な事項を定款第7条2項に基づき定めるものである。

(会員資格)

## 第2条

本会に正会員、特別会員、シニア会員、学生会員、および研究室会員として入会する者（以下「本会に入会する者」という。）は、定款第3条に掲げる目的並びに別に定める倫理綱領に賛同し、別に定めるプライバシーポリシーに同意する者とする。

2 正会員のうち、社会および本会の発展に顕著な貢献をなした者には、別に定める手続きを経て、フェローの称号を与える。

3 定款第6条(7)の名誉会員に関する事項は、別に定める。

4 賛助会員については、定款第6条(6)により定める。

(入会)

## 第3条

本会に入会する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、所定の手続きを経て申込みをしなければならない。

2 本会に入会する者は、別に定める倫理綱領、ならびにプライバシーポリシーに同意しなければならない。

(審査)

## 第4条

本会に正会員、特別会員、シニア会員、学生会員、および研究室会員として入会を申し込む者（以下「入会申込者」という。）に対しては理事会でその資格を審査する。

(会員登録)

## 第5条

理事会で入会を承認された者に対しては本人に通知し、会員名簿に登録する。

2 登録された個人情報については、別に定めるプライバシーポリシーにしたがい、適切

に管理するものとする。

(学生会員、研究室会員の資格変更)

#### 第6条

学生会員および研究室会員の会員資格は、次の場合に更新、変更する。

(1) 学生会員、研究室会員の有効期間は単年度内(4月より翌年3月まで)とし、有効期間終了時点でそれ以降学生を継続する者は、会員資格の更新手続きを行うことができる。会員資格の更新を行わない場合は自動的にその資格を喪失する。

(2) 学生会員、研究室会員で、有効期間中に学生でなくなった者、あるいは有効期間終了後学生を継続しない者は、正会員への登録変更手続きを行うことができる。

(特別会員の資格変更)

#### 第7条

特別会員である団体が分離、又は他の団体との合併したときは、新資格について申し出をし、理事会の承認を経なければならない。

2 特別会員が改名、代表者の変更など、会員情報に変更があったときは直ちに届出をしなければならない。

(退会)

#### 第8条

退会しようとする者は所定の手続きにより退会を届け出ることができる。

(会費滞納時の措置)

#### 第9条

会費の滞納を続ける正会員に対しては、別に定める会員会費細則に基づく措置を行う。

(会員特典)

#### 第10条

会員の特典は、別に定める会員会費細則によるものとする。

(細則)

#### 第11条

本規程に定める外、必要な細目は、理事会の議を経て定めるものとする。

(改廃)

#### 第12条

本規程の改廃は、社員総会の議を経て行う。

附則

2017年5月19日 制定

2022年5月25日 改定

2023年5月23日 改定

以上